○○○保育園運営委員会設置要綱

（設置）

第一条　乳児等通園支援事業所の健全かつ円滑な運営を図るため、○○○保育園運営委員会を設置し、次に掲げる事項を協議する。

　（１）乳児等通園支援事業所の施設に関すること

　（２）乳児等通園支援事業所の運営に関すること

　（３）その他必要事項に関すること

（委員の構成及び任期）

第二条　委員会の委員は、次に掲げる△人以内の者をもって組織する。

　（１）委員長　　園長

　（２）委員　　　保育士△人

　（３）委員　　　保護者△人

　（４）外部委員　学識経験者△人

　（５）事務局　　法人職員△人

　２　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

　３　委員の任期は、１年とする。（ただし、再任を妨げない。）

４　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三条　委員会は委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

　２　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

　３　運営委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　会議を開くことが困難なやむを得ない事由があるときは、書面による会議を行うことができ、書面又は電磁的記録により各委員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって決議があったものとすることができる。

　５　運営委員会は年２回以上開催するものとし、議事録を作成するものとする。

（秘密の保持）

第四条　委員は、正当な理由がなく委員会上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。なお、職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第五条　運営委員会の事務局は法人本部○○部に置く。

（その他）

第六条　この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

　　　附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。